

世論調査の結果概要（成年年齢の引下げについて）

第1 世論調査の形式等

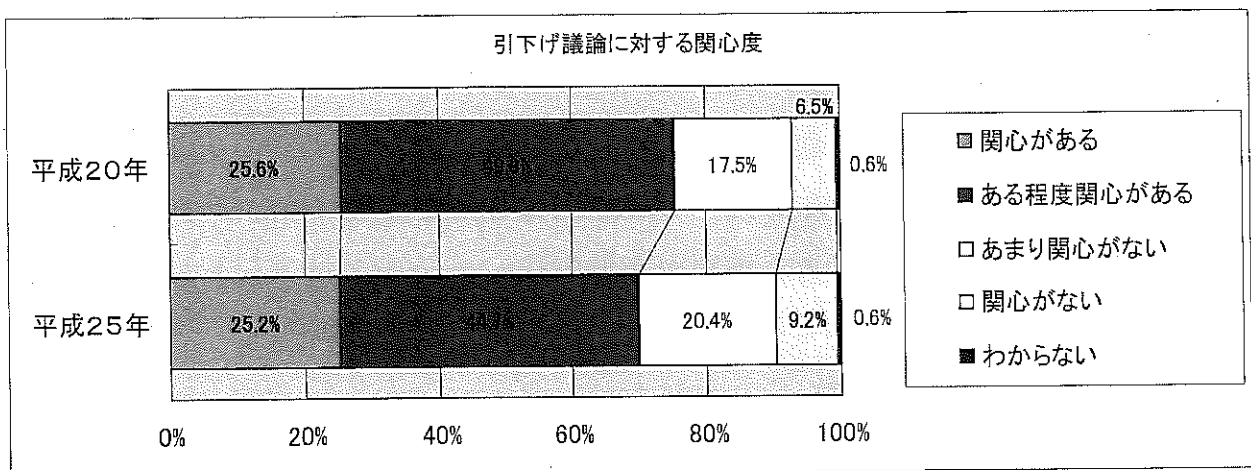
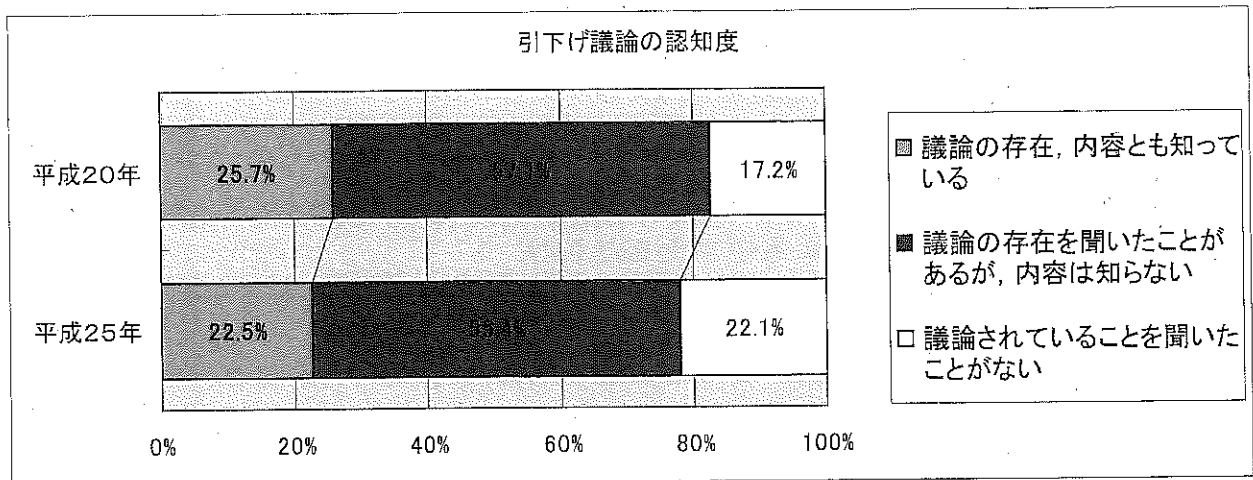
- 1 調査対象 全国18歳以上の男女 5000人
- 2 調査時期 平成25年10月10日～同月27日
- 3 調査方法 調査員による個別面接聴取法
- 4 回収結果 有効回収 3119人（回収率62.4%）
調査不能 1881人
- 5 調査項目 ① 成年年齢引下げ議論に対する関心について
② 契約を一人ですることができる年齢の引下げについて
③ 親権に服する年齢の引下げについて
④ 養子をとることができる年齢について

6 前回調査の概要（参考）

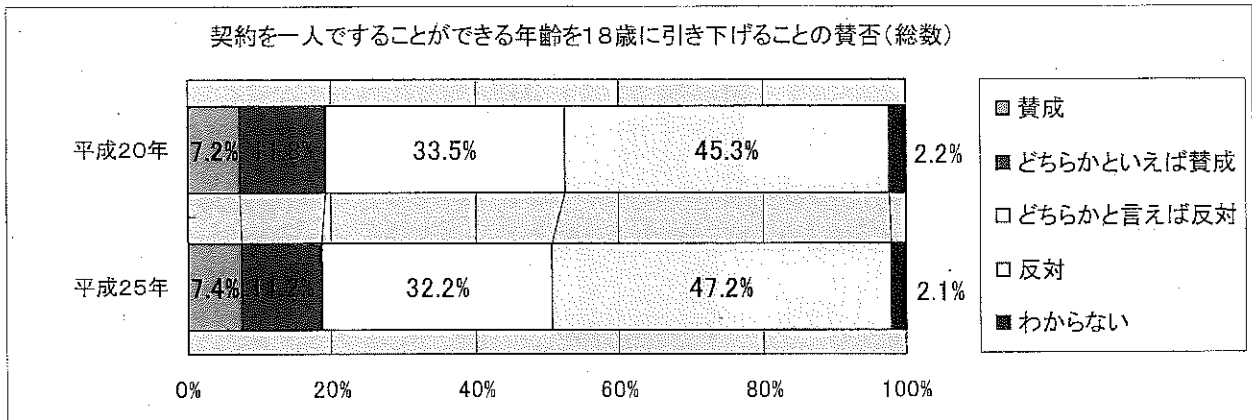
- 調査対象 全国18歳以上の男女 5000人
調査時期 平成20年7月10日～同月27日
調査方法 調査員による個別面接聴取法
回収結果 有効回収 3060人（回収率61.2%）
調査不能 1940人

出典：内閣府実施 世論調査の結果概要（成年年齢の引下げについて）
平成30年5月11日（金）衆議院法務委員会 衆議院議員 階 猛（国民民主党）

第2 成年年齢引下げ議論に対する関心について



第3 契約を一人ですることができる年齢の引下げについて



* 賛成 (どちらかといえば賛成を含む) 18.6% (前回19.0%)

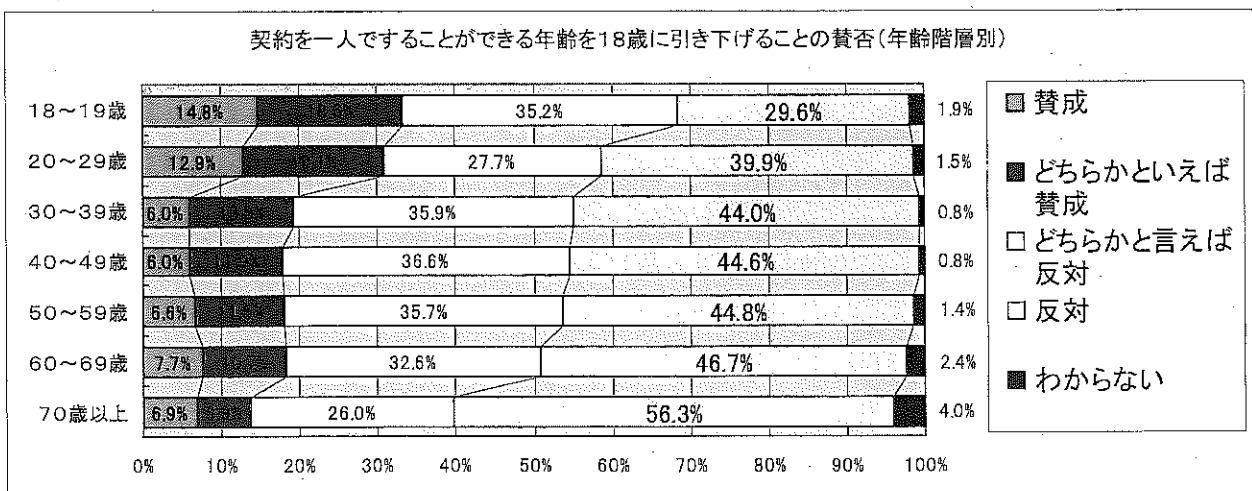
賛成の理由 (上位3つ)

- ・働いて自分で稼いだお金は自分の判断で使えるようにしてもよいと考えられる 47.1% (前回46.5%)
- ・権利を与え、義務を課すことによって、大人としての自覚を促すことができる 45.7% (前回41.3%)
- ・自分自身で判断する能力が十分にある 39.1% (前回35.6%)

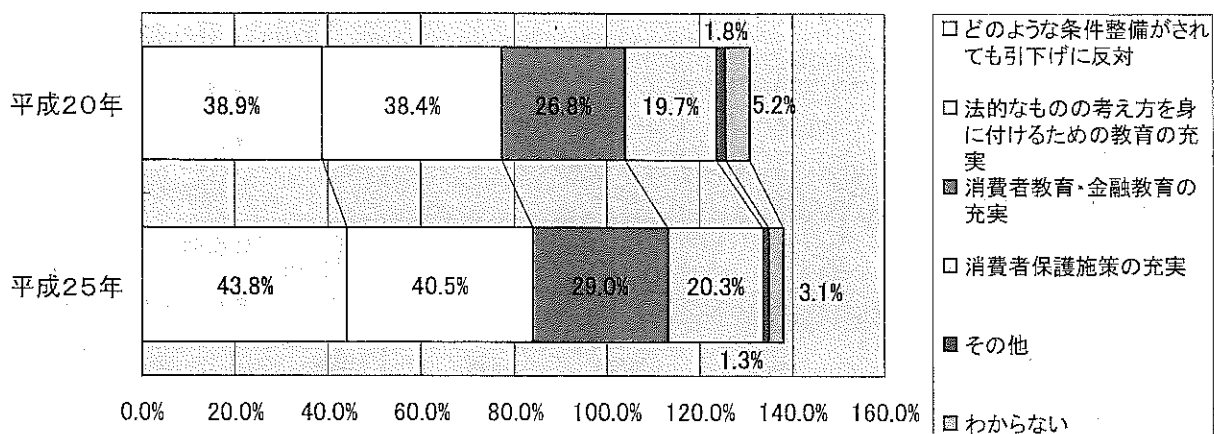
* 反対 (どちらかといえば反対を含む) 79.4% (前回78.8%)

反対の理由 (上位3つ)

- ・経済的に親に依存をしている 59.2% (前回60.2%)
- ・自分がしたことについて自分で責任をとることができない 55.9% (前回54.7%)
- ・自分自身で判断する能力が不十分である 50.8% (前回51.5%)

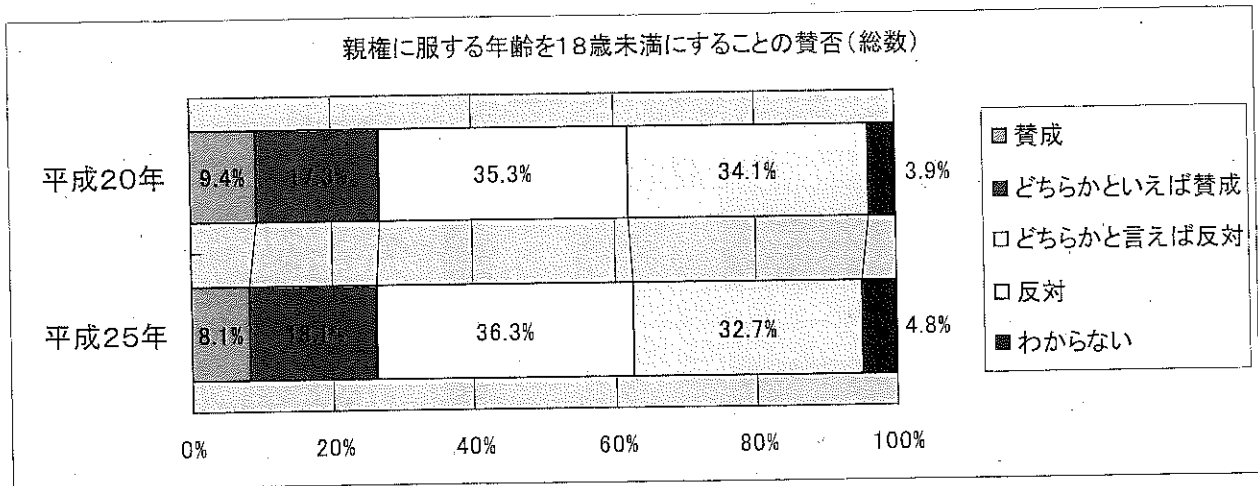


[反対者に対する質問]どのような条件整備が必要か(複数回答)



* 教育の充実など一定の条件が整備されれば反対しないと回答した者（回答者全体から、どのような条件が整備されても反対又はわからないと回答した者を除いた割合）は、回答者全体の60.8%（前回63.0%）であった。

第4 親権に服する年齢の引下げについて



* 賛成(どちらかといえば賛成を含む) 26.2%(前回26.7%)

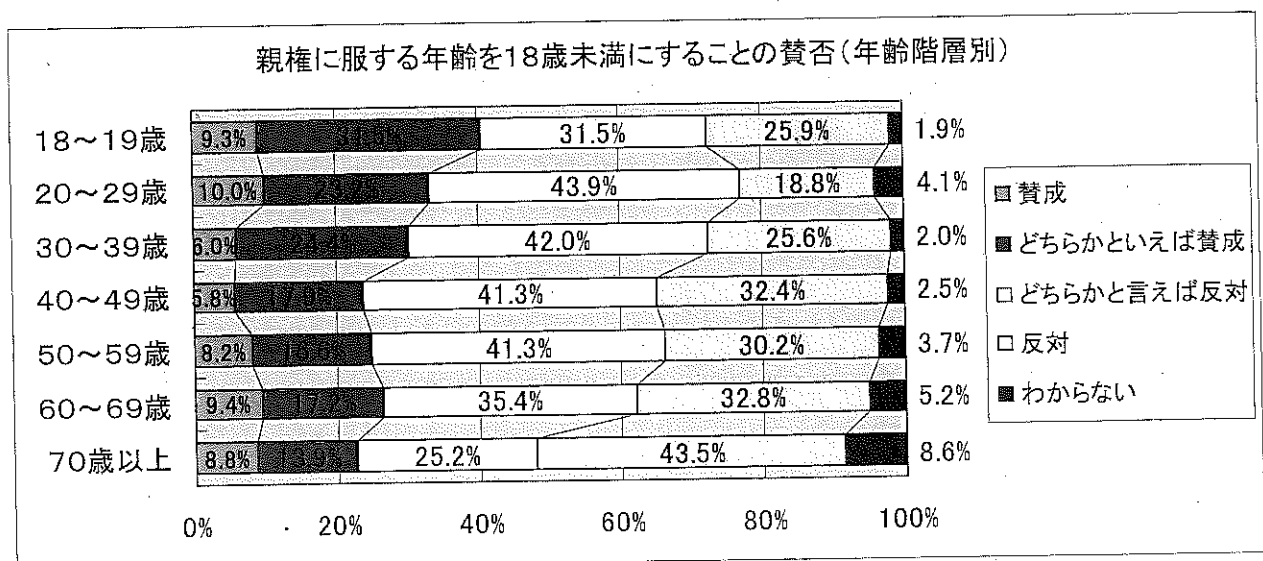
賛成の理由(上位3つ)

- ・ 大人としての自覚を促すことができる 48.9%(前回45.5%)
- ・ 自分がしたことについて自分で責任をとることができる 37.2%(前回34.9%)
- ・ 自分自身で判断する能力が十分あるから 35.1%(前回41.2%)

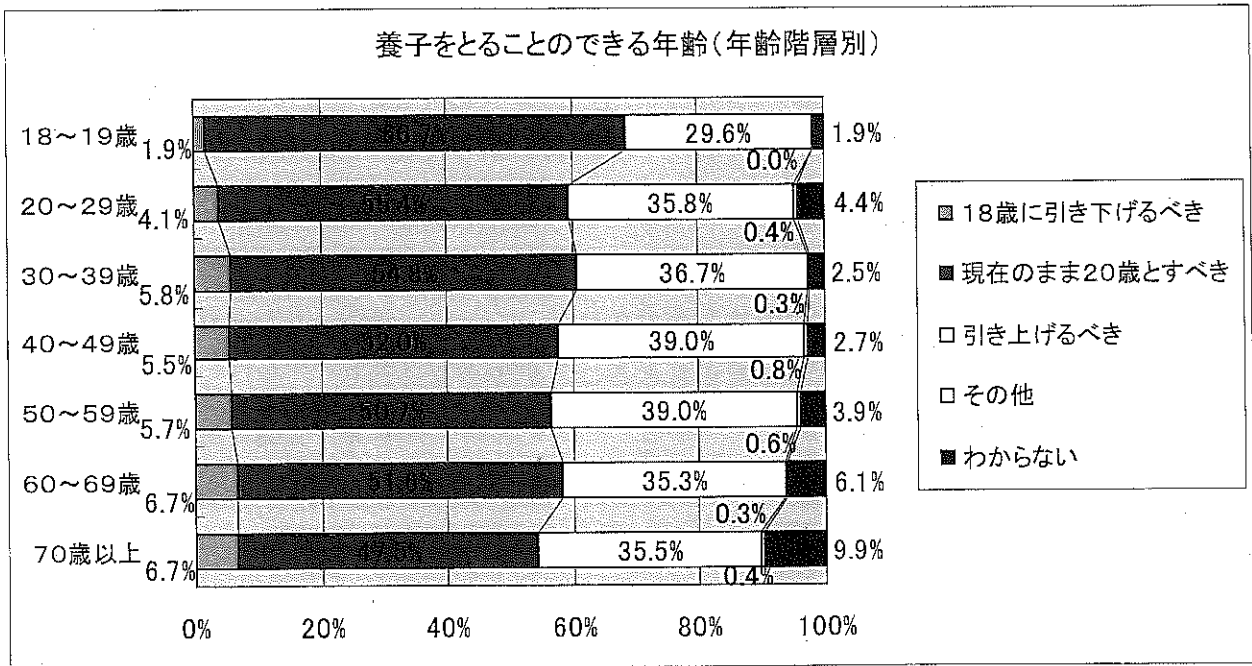
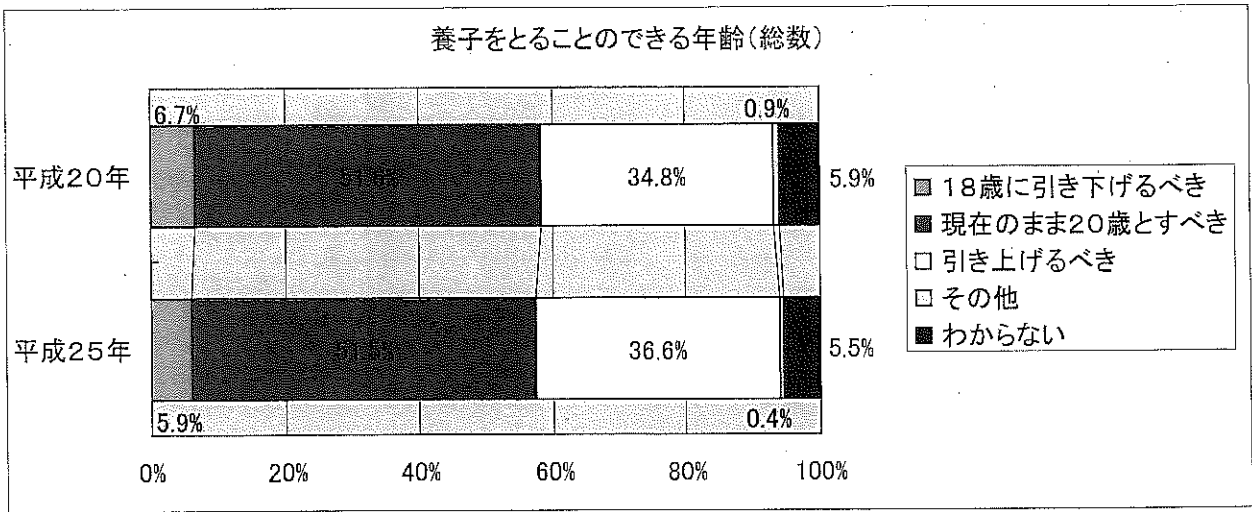
* 反対(どちらかといえば反対を含む) 69.0%(前回69.4%)

反対の理由(上位3つ)

- ・ 経済的に親に依存をしているから 58.2%(前回58.5%)
- ・ 自分自身で判断する能力が不十分であるから 55.8%(前回57.0%)
- ・ 自分がしたことについて自分で責任をとることができないから 54.5%(前回55.3%)



第5 養子をとることができる年齢について



若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会 取りまとめ報告書【概要】

1. 少年法適用対象年齢の在り方

現行法（20歳未満）を維持すべきである

- ・公選法や民法に連動する必要はない。
- ・現行法は有効に機能している。
- ・保護処分の対象から外れると、少年院送致や保護観察が行われなくなるなど、再犯の防止に必要な処遇が行われなくなる。
- ・再犯の増加が懸念される。

18歳未満に引き下げるべきである

- ・成年者を保護処分の対象とすることは過剰な介入である。
- ・「大人」として取り扱われることとなる年齢は、一致する方が国民にとって分かりやすい。
- ・犯罪被害者らの理解を得られない。
- ・再犯増加の懸念には、若年者に対する刑事政策的措置で対応可能。

2. 若年者に対する刑事政策的措置（若年者の改善更生・再犯防止に資すると考えられる措置）

(1) 施設内処遇の充実

- ・若年受刑者に対する処遇原則の明確化、処遇・教育の充実
- ・若年受刑者に対する処遇調査の充実
- ・自由刑の単一化

(2) 施設内処遇と社会内処遇との連携強化

- ・施設外の機関等と連携した住居の確保支援、就労・修学支援、福祉的支援等の充実

(3) 社会内処遇の充実

- ・刑の全部の執行猶予制度の見直し
- ・保護観察や社会復帰支援施策の充実
- ・新たな社会内処遇の導入

(4) 罰金・起訴猶予となる者に対する再犯防止措置

- ・入口支援等の充実、少年鑑別所の調査機能の活用、検察官から保護観察所等への生活環境調整の依頼等により問題に早期に対応し、改善更生・再犯防止を図る。

(5) 若年者に対する新たな処分

- ・18歳以上一定年齢未満の者を対象とする少年院送致・保護観察に準ずる処分の導入

※ 現時点で考えられるものを幅広く記載したものであり、各措置の採否等については、今後の検討課題である。

※ 「若年者」の範囲は、各措置の目的、内容等に応じて定めることが考えられる。

※ 必要に応じて、上記各措置の手続の在り方についても更に検討を要する。

出典：法務省作成資料

平成30年5月11日（金）衆議院法務委員会 衆議院議員 階 猛（国民民主党）